

災害減免法による税金の軽減免除

Q : 今年記録的な集中豪雨がありました。こうした災害により住宅などが被害を受けた場合に、税金を軽減または免除してもらえる方法がありますか？

A : 一定の要件を満たせば、災害減免法による所得税の軽減免除が受けられます。

【解説】

災害によって住宅や家財に損害を受けた人で次の要件を満たす人は、以下の区分に応じて所得税が軽減免除されます。①災害のあった年分の所得金額が1,000万円以下であること、②震災、風水害、火災等の災害によって受けた損害額が住宅又は家財の時価の2分の1以上であること、③かつ、雑損控除の適用を受けないこと

- ・その年の所得金額が500万円以下の場合
所得税額の全額
- ・その年の所得金額が500万円を超え、750万円以下の場合
所得税額の2分の1
- ・その年の所得金額が750万円を超え、1,000万円以下の場合
所得税額の4分の1

この場合の住宅又は家財とは、自己又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する常時起居する住宅又は日常生活に通常必要な家具、じゅう器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいいますが、別荘や貴金属類、書画、骨とう、美術工芸品等で1個又は1組の価格が30万円を超えるものは含まれません。

なお、この軽減免除に代えて所得税法による雑損控除の適用を受けることもできますので、有利な方を選択してください。

